

令和3年9月13日

保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山義隆  
〔公印省略〕

### 沖縄県緊急事態措置の延長について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、沖縄県に発出されていた沖縄県緊急事態措置（期間5月23日から9月12日）が9月30日まで延長が決定されました。

これに伴い、公立保育施設等（民間施設については同様の要請とする）の運営につきましては、令和3年8月3日付け及び8月5日付けで通知しました内容について、下記のとおり一部変更し、延長いたします。（変更・追加部分は下線）

つきましては、貴施設の保護者へ別添通知書にてお知らせしていただきますようお願ひいたします。

#### 記

1 通知における適用期間 令和3年7月12日（月）から9月12日（日）  
9月30日（木）

2 添付資料 「(別添資料) 保育施設内で陽性者が確認された場合の対応」

3 保育施設等の運営について

(1) 通常運営となる施設（民間保育施設等についても同様の要請とする。）

公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター

(2) 運営時間短縮となる施設

- ① 子どもセンター、とのすく児童館：午前中の母子同伴のみ利用可
- ② こっこーま：館内消毒のため12時～14時の間は利用停止とする。

(3) 保護者等が参加する保育行事（例：納涼祭り、運動会、交流会など、多くの人が集まるイベント）については、原則、中止又は延期とする。

4 緊急事態措置延長に伴う「家庭保育の協力」について

(1) 発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等の風邪症状がある場合は、症状が改善するまでは自宅保育をお願いしてください。

(2) 緊急事態措置期間中の「家庭保育の協力」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料（副食費）及び利用料の軽減を行ないます。

【裏面もあります】

## 5 保育従事者の郡外渡航について

- (1) 「緊急事態宣言」下の郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に事業所へ旅行届（別添様式2）を提出し、出発前にPCR検査又は抗原検査を受け、帰島後も速やかにPCR検査又は抗原検査を受けるようにして下さい。
- (2) 帰島後のPCR検査又は抗原検査の結果がでるまでは、自宅待機として「陰性」が判定された後に勤務して下さい。  
また、帰島後のPCR検査を受けない場合は、帰島日を1日目とカウントして、1週間の自宅待機をお願いします。
- (3) 帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、発熱や咳、体調不良等がある場合は勤務を控えて下さい。
- (4) 家族の者が郡外渡航した場合には、上記(3)同様に保育従事者（本人）は2週間の健康観察を行ってください。

## 6 その他

- (1) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園（利用）停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、当園（利用）可とする。
- (2) 国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

## (別添資料)

### 保育施設内で陽性者が確認された場合の対応

保育施設内で陽性者（感染者）が特定された場合に、迅速に施設内の感染拡大防止を図る必要があることから、臨時休園等の取り扱いを定め、保育施設における対応を下記のとおりといたします。

対象となる施設は、公立教育保育施設、認可保育施設、放課後児童クラブ、児童館、こっこーま、ファミリーサポートセンターとします。また、認可外保育施設においては、参考取り扱いとして運用してください。

#### ◇ 臨時休園の措置

園内濃厚接触者の特定や施設内消毒作業を行うために要する期間として、陽性者が判明した翌日から3日間の期間で臨時休園※をすることができる。

※沖縄県との事前協議済みであるため、保育施設は市との協議無しに臨時休園が可能です。

※臨時休園の期間(3日間の期間)は園内の感染状況や濃厚接触者の状況に応じて、施設長で判断を行い、判断が困難な場合には市と協議を行ってください。

※臨時休園が3日間を超えて行う必要がある場合は、市と事前協議を行ってください。

#### ◇ 臨時休園後の再開の目安

施設長は下記の項目を目安として、施設の一部又は全部の再開を検討してください。

- 施設内消毒を終えた。
- 園内の濃厚接触者が特定された。（濃厚接触者は自宅待機となる）
- 濃厚接触者として特定されなかった保育従事者の配置が行える。
- 給食(配食)などの再開の準備が整えられる。

#### ◇ 濃厚接触者の登園(出勤)の目安

- 保健所からの指示によりPCR検査の対象となるが、濃厚接触者と特定されなかつた。
- 濃厚接触者として保健所等から示された自宅待機期間が終了した。  
(※陽性者と最後に接触した日から14日間経過した)
- 親兄弟など同居家族や身近に陽性者がいない。

#### ◇ 陽性者の登園(出勤)の目安

- 保健所から示された療養期間の解除の連絡・通知があった。
- 親兄弟など同居家族や身近に陽性者がいない。

(様式2) 施設職員用

旅 行 届

年 月 日

施設名 :

園長 様

施設名

氏 名

印

私は、都外に移動した場合の感染予防対策（注意事項）を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 ( 日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所（連絡先）

5 行動（移動）計画

6 備 考